**延岡市森林経営管理支援システム導入業務委託プロポーザル実施要領**

１．業務の目的

　延岡市（以下「発注者」という。）は、森林情報基盤データの整備及び森林の経営管理に対する各種機能を備えた「森林経営管理支援システム」を導入することで、森林整備の促進及び森林の適正な経営管理の推進並びに業務の効率化を図り、もって市内の林業の持続的発展に資することを目的とする。

２．業務の概要

(1)業務名称：延岡市森林経営管理支援システム導入業務委託（以下「本業務」という。）

(2)納入場所：延岡市農林水産部林務課

(3)業務内容：別紙「延岡市森林経営管理支援システム導入業務委託仕様書」のとおり

(4)契約期間：令和５年２月１日から令和１０年１月３１日まで

　※システム整備・導入・保守等を５年間委託するため、地方自治法第２３４条の３の規定に　基づき地方自治法施行令第１６７条の１７及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第２条第２項、第４項により長期継続契約

(5)事業費上限額：１９，９９８千円以下（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

　　令和４年度（令和５年２月１日から令和５年３月３１日） 　：　　６６６，６００円

　　令和５年度（令和５年４月１日から令和６年３月３１日） 　：３，９９９，６００円

　　令和６年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日） 　：３，９９９，６００円

　　令和７年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日） 　：３，９９９，６００円

　　令和８年度（令和８年４月１日から令和９年３月３１日） 　：３，９９９，６００円

　　令和９年度（令和９年４月１日から令和１０年１月３１日） ：３，３３３，０００円

３．スケジュール（⑺から⑼までの期間については、業務の都合等により変更の可能性あり）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 期間 | 備考 |
| ⑴ | 公募開始日  （参加申込及び質問受付開始日） | 令和4年 10月 17日（月） | 市ホームページ等掲載 |
| ⑵ | 質問受付締切日 | 令和4年 10月24日（月） | 17時15分　必着 |
| ⑶ | 質問の最終回答日 | 令和4年 10月28日（金） | 市ホームページ掲載 |
| ⑷ | 参加申込書提出締切日 | 令和4年 11月4日（金） | 17時15分　必着 |
| ⑸ | 参加資格審査結果通知 | 令和4年 11月8日（火） | メールにて通知 |
| ⑹ | 企画提案書等の提出締切日 | 令和4年11月24日（木） | 17時15分　必着 |
| ⑺ | 審査（プレゼンテーション等） | 令和4年12月1日（木） |  |
| ⑻ | 結果通知 | 令和4年12月7日（水） |  |
| ⑼ | 契約締結予定 | 令和4年12月中旬 |  |

４．参加資格

　企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

(2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 民事執行法(昭和54年法律第4号)の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。

(5) 民事保全法（平成元年法律第91号）に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。

(6) 延岡市税及び国税について滞納がないこと。

(7) 法人等にあっては役員等（個人にあってはその者が）延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団関係者ではないこと。

(8) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成18年告示第63号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。

(9) 宮崎県内に本店、支店、営業所又は事業所等を設置していること。

(10) 林地台帳、森林GIS整備業務のいずれかを受注した実績があること。

(11) 次の要件を満たす業務責任者を配置できるものであること。

　　 ・業務責任者は、技術士（森林部門）又は森林情報士の資格を有し、上記（11）と同等の業務を担当した実績があること。

※　なお、応募以後、上記の参加資格を満たさないと判断され場合、契約候補者となることができない。また、契約後に上記の参加資格を満たさなくなった場合、契約を解除することがある。

５．参加申込書の提出

⑴提出書類

　　①参加申込書兼誓約書（様式第１号）

　　②市税の完納証明書（令和４年４月１日以降の発行分）

　　③国税の納税証明書（令和４年４月１日以降の発行分）

　　④現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（令和４年４月１日以降の発行分）

　　⑤暴力団等の排除に関する誓約書（様式第２号）

　　⑥業務実績書（様式第３号）類似業務の実績を記載する。

　　⑦業務実績証明書（要件に該当する自治体との契約書の写し、業務履行届など）

　　⑧会社概要書（任意の様式）

⑨業務実施体制調書（様式第４号）

⑩配置予定業務担当者実績調書（様式第５号）

　　⑪配置予定業務担当者に係る資格証の写し

　⑵提出方法

　　持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、⑷の提出先に提出すること。

　⑶提出期限

　　①持参の場合　令和４年１１月４日（金）１７時１５分　必着

　　②郵送の場合　令和４年１１月４日（金）　必着

　⑷提出先

　　〒882-8686　　延岡市東本小路２番地１（本庁３階）

　　延岡市農林水産部林務課

　⑸参加資格審査の結果通知

　　令和４年１１月８日（火）までに参加表明者に対しメールで個別に通知する。

６．質問の受付及び回答

　⑴質問の受付

　　①提出書類

　　　質問書（様式第９号）

　　②提出期限

　　　令和４年１０月２４日（月）

　　③提出方法

　　　電子メールによることとする。また、電子メールの件名は、「延岡市森林経営管理支援システム導入業務委託に関する質問」とすること。

　　④提出先

　　　延岡市農林水産部林務課（e-mail:rinmu@city.nobeoka.miyazaki.jp）

　⑵質問に対する回答

　　随時、市ホームページに質問内容とその回答を掲載する。個別には回答しない。

また、評価及び審査に関する質問については受け付けない。

７．企画提案書等の提出

　⑴提出書類

　　以下の書類を提出すること。

　　①表紙（様式第６号）

　　　様式に従い記載する。

②企画提案書（任意の様式）

③システム構築及び機能提案書（様式第７号）

④システム導入工程計画書（任意の様式）

⑤情報セキュリティ対策提案書（任意の様式）

⑥見積書及び見積内訳書（様式８号、様式第８号附表）

　⑵作成方法

　　提出書類は、Ａ４版に統一して作成した上で、フラットファイルに綴じて提出すること。ただし、やむを得ない場合は、Ａ3サイズを片袖折にし、Ａ４サイズとすることも可とする。

また、フラットファイルに綴じる際には、以下の順番になるよう留意すること。

　　①仕様書に記載されている各業務の実施方法

　　②⑴①から⑥までの事項

　⑶提出部数

　　正本：１部（法人名称を記載したもの）

　　副本：１１部（法人が特定できるような情報（名称、ロゴ等）の記載がないもの）

　⑷提出方法

　　持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、⑹の提出先に提出すること。

　⑸提出期限

　　①　持参の場合　令和４年１１月２４日（木）１７時１５分　必着

　　②　郵送の場合　令和４年１１月２４日（木）　必着

　⑹提出先

　　〒882-8686　延岡市東本小路2番地1（本庁3階）

　　延岡市農林水産部林務課

８．審査基準及び審査方法

　⑴審査基準

　　別紙審査基準のとおりとする。

　⑵審査方法

提出書類及びプレゼンテーションによるプロポーザル方式とし、提出された企画提案書及びプレゼンテーションについて、選定委員会において審査し、最優秀提案者を優先交渉権者として選定する。

９．審査

　⑴実施日・会場

　令和４年１２月１日（木）

　　なお、当日のプレゼンテーションの時間・場所については、別途通知する。

　⑵出席者

　　３名以内とする。

　⑶審査内容

　　参加者からのプレゼンテーション（２０分以内）及び企画提案書等に関する質疑応答（２０分以内）を実施し、別紙審査基準に基づき行った評価の最優秀提案者を優先交渉権者として選定する。

　　プレゼンテーションは、プロジェクターを用いた説明とする。プロジェクター・スクリーンは市で準備するが、パソコンは提案者が持参すること。また、パソコンはHDMI端子による出力に対応していること。

　⑷法人名の特定の防止

　　全ての提出資料及び選定会においては、特定の公平性を確保するため、法人名（社名）が特定されるような説明や資料の作成は行わないようにすること。

　⑸公表

　審査結果は、令和４年１２月７日（水）までに参加事業者全員に対し、最優秀者提案者と次順位者を参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。なお、最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次順位者と契約することとする。

　⑹複数の参加事業者の合計点数が同一の場合には、別紙審査基準における「業務遂行能力」の総得点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

　⑺提案者が１者のみの取扱い

　　提案者が１者のみの場合であっても、プレゼンテーションによる審査を実施するものとする。

　⑻その他

　　採点合計が総得点の６０％未満である場合は、受託候補者として選定しない。提案者が１者の場合であっても同様とする。

１０．契約手続

　⑴契約の締結

　上記９により選定された参加事業者については、受託候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う者とし、契約書の作成にあたっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結することとする。なお、業務内容の詳細は、受託者の企画提案書の内容を基本として仕様書を作成するが、両社協議の上変更することがある。

　⑵契約保証金

　　延岡市契約規則（平成12年規則第16号）第26条及び第27条の定めによる。

　⑶選定後の契約締結辞退

　　受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

１１．企画提案書の取扱い

　⑴提出された企画提案書等は返却しない。

　⑵提出された書類の訂正及び差し替えは認めない。ただし、市から指示があった場合はこの限りではない。

　⑶提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

　⑷提出した企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

１２．実施要領等の配布

　　参加申込書、企画提案書及び実施要領等の公募に関する資料その他の必要書類は、延岡市ホームページからダウンロードすること（個別の配布は行わない。）。

１３．その他

　⑴本プロポーザルの参加に要した経費の全ては、参加者の負担とする。

　⑵参加申込書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。

　⑶審査の公平性を害する行為を行ったものは失格とする。

　⑷事業費上限を超える見積額の提示がなされた場合は失格とする。

　⑸提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。

　⑹参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第１０号）を提出すること。

　⑺郵送、電子メール等の通信事故については、延岡市はいかなる責任も負わない。

　⑻審査結果について説明を求めること及び異議を申し立てることはできないものとする。

１４．問い合わせ先・提出先

　　所在地　　　　〒882-8686　延岡市東本小路2番地1

　　担当部署　　　延岡市農林水産部林務課

　　担当者　　　　入江　ななみ

　　電話番号　　　0982-22-7019

　　ファックス　　0982-21-6204

　　電子メール　　[rinmu@city.nobeoka.miyazaki.jp](mailto:rinmu@city.nobeoka.miyazaki.jp)

　（対応時間　　　平日　8時30分から17時15分まで）